

令和 6 年第 3 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 76 号 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管
[地域集積協力金（農地中間管理事業）] P 2

**議案第 7 6 号 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管
[地域集積協力金(農地中間管理事業)]**

補正予算書 P4、P8、P15

1 補正理由

農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積に取り組む地域に交付する「地域集積協力金」（以下「協力金」という。）について、対象地域において大規模経営を行っていた個人農業者の離農などに伴い、新たに地域の担い手へ農地の集積が進む見込みであることから、所要額を増額補正する。

2 事業概要

農業従事者の減少や耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、地域の中心となる担い手への農地の集積を促進するため、機構を通じた農地の集積に取り組む地域に対し、協力金を交付する。

(1) 交付要件

- ア 地域の農地をまとめて機構へ貸付し、機構の活用率（地域の農地面積に占める貸付面積）が 40%を超えること
- イ 機構への貸付面積のうち、10%以上が新たに認定農業者等の担い手に集積されること

(2) 算出根拠

（単位：1a = 100㎡）

対象地域	南部土地改良区 （うち緑区椎名崎町、古市場町、刈田子町、落井町、中西町、茂呂町）
農地面積	6,663a ①
貸付面積	5,531a ②（うち新規集積 2,405a ③） ※残りは利用権設定事業による所有者と耕作者間の貸借であったが、今回、すべての農地を中間管理機構を通じた貸借に切り替え。
機構の活用率	② / ① = 83% → 交付要件アに適合（40%超）
新規集積面積	③ / ② = 43% → 交付要件イに適合（10%以上）
交付単価	2,800円/a
協力金	2,800円 × ② ÷ 100 = 15,500千円

3 補正内容

- (1) 補正予算額 15,500千円
- (2) 財 源 県 費（国費：県を通じて、市から協力金を交付）

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年	1月	市町村計画承認申請手続き（市→県）
	2月	協力金交付申請（地域の担い手→市、市→県）
令和7年	1月	協力金交付決定（県→市、市→地域の担い手）
	2月	農地賃借成立
	3月	協力金交付（県→市、市→地域の担い手）

（参考）農地中間管理機構について

高齢化や後継者不足などで耕作が困難な農地を所有者から借り受け、認定農業者・農業法人等の担い手に貸し付ける公的機関。

【農地中間管理事業の仕組み】（市街化調整区域内の農地に限ります）

